

上場銘柄の信頼性向上等のための上場制度の見直し

平成14年10月30日

株式会社名古屋証券取引所

見直しの趣旨

当取引所においては、昨今の経済情勢を受けて、経営破綻に至る上場会社が相次いでいる。

このような中、投資者のマーケットに対する信頼の維持・向上を図る観点から、財政状態が著しく悪化した会社の株式や市場の評価を得られなくなった銘柄等について、より適切な対応を図ることが期待されており、6月25日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」や、8月6日付で金融庁より公表された「証券市場の改革促進プログラム」においても、我が国経済の構造改革を推進する観点から、証券市場における退出基準を厳格化すべき旨の要請がなされている。

昨今のこうした情勢を踏まえ、今般、「株券上場廃止基準」等について所要の整備を行い、当取引所上場銘柄に対する信頼性の向上を図ることとする。

また、経済の構造改革が進展する中で、引き続き投資者に魅力のある投資対象を提供するためには、市場評価が相当に高い銘柄について、上場申請前における利益計上実績の有無にかかわらず、新規上場の途を開くことも急務となっており、上場後短期間において経営成績の向上・回復が見込まれる会社が上場することとなれば、経済の活性化にも資することとなることから、併せて、「株券上場審査基準」等を見直し、市場評価の高い魅力ある投資対象の提供機会を確保することとする。

これらの見直しが、当取引所上場銘柄に対する投資者及び上場会社の支持をこれまで以上に高めることとなり、もって名証市場の信頼性・魅力向上に資することを意図するものである。

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|---|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・セントレックス銘柄の時価総額が3億円に満たないこととなった場合において、9か月（事業改善計画等の提出・公表がない場合は、3か月）以内に時価総額が3億円を回復しないときは、上場廃止とする。ただし、市況全般が急激に悪化した場合で、当取引所がこの基準によることが適当でないとき、この限りでない。 | <p>基準の適用については、上記に同じ。 従前より、セントレックス銘柄の時価総額に係る新規上場基準として、5億円以上が見込まれることを要件としている。</p> |
| <p>2．市場第一部銘柄の信頼性向上のための指定替え基準等の整備</p> <p>(1) 債務超過に係る指定替え基準の新設</p> <p>(2) 時価総額に係る指定替え基準の新設</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市場第一部銘柄の上場会社が、最近1年間に終了する連結会計年度の末日において債務超過の状態にある場合には、当該銘柄は市場第二部銘柄へ指定替えを行う。 ・市場第一部銘柄の時価総額が20億円に満たないこととなった場合において、9か月（事業改善計画等の提出・公表がない場合は、3か月）の猶予期間内に時価総額が20億円を回復しないときは、市場第二部銘柄へ指定替えを行う。ただし、市況全般が急激に悪化した場合で、当取引所がこの基準によることが適当でないとき、この限りでない。 | <p>この改正の施行日以後開始する事業年度から適用する。 「私的整理に関するガイドライン」に基づく再建計画により、該当年度の次の連結会計年度（2年目）において債務超過の解消が見込まれる銘柄の例外的な取扱いについて検討する。</p> <p>基準の適用については1．(2)備考に同じ。</p> |
| <p>3．その他の整備</p> <p>(1) 時価総額に係る上場審査基準及び市場第一部指定基準の新設</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・時価総額に係る上場廃止基準及び指定替え基準の新設に伴い、時価総額に係る上場審査基準及び市場第一部指定基準として、それぞれ10億円以上、40億円以上が見込まれることを要件とする。 | <p>新規上場審査における時価総額は、原則として上場に係る公募等の見込み価格に、上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額により計算する。 市場第二部銘柄の市場第一部指定審査における時価総額は、直前事業年度の末日等からさかのぼって1か月間における平均時価総額と、当該末日等における時価総額のいずれか低い方をいうものとする。</p> |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|---------------------------------------|--|--|
| (2) 少数特定者持株数比率に係る上場廃止基準における猶予期間適用の見直し | <ul style="list-style-type: none"> 少数特定者持株数が上場株式数の90%を超えている場合においては、1年間の猶予期間を置かず、上場廃止とする。ただし、当該事業年度に係る有価証券報告書の提出にあわせて、当取引所所定の公募、売出し又は数量制限付分売予定書を提出し、少数特定者持株数比率の改善について上場会社が公表する場合は、この限りでない。 | <p>この改正の施行日以後に上場申請又は一部指定申請を行う銘柄の審査から適用する。</p> <p>「少数特定者持株数」とは、従来どおり、大株主上位10名及び役員が所有する株式数に自己株式を加えた株式数をいう。 この改正の施行日以後到来する決算期から適用する。</p> |
| (3) 整理ポスト割当期間の短縮 | <ul style="list-style-type: none"> 上場廃止基準に該当した銘柄を割当てる整理ポストの割当期間は、原則として、割当後1か月間とする。 | <p>この改正の施行日において、現に整理ポストに割当てられている銘柄の割当期間については、従前どおり（原則3か月間）とする。</p> |
| (4) 所属部の選択機会の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 市場第一部銘柄への指定は、上場会社の申請に基づいて行うこととするとともに、申請に基づく市場第二部銘柄への指定替えを認めることとする。 | |
| (5) 再建計画に係るディスクロージャーの充実 | <ul style="list-style-type: none"> 債務免除等の金融支援を受ける上場会社が適時開示規則に従いその内容の開示を行う場合の開示内容には、再建計画の概要も含めて記載するよう要請する。（「会社情報適時開示ガイドブック」における開示様式の改訂） | <p>再建計画やその進捗状況については従来より開示項目としてきたが、その具体的な開示内容を「会社情報適時開示ガイドブック」に明記する。 再建計画の概要には、経営が困難になった原因、事業再構築計画の具体的内容（経営困難に陥った原因の除去を含む。）、新資本の投入による支援や債務の株式化などを含む自己資本増強策、資産・負債・損益の今後の見通し、資金調達計画、債務弁済計画等が含まれる。 再建計画の進捗状況については決算短信等を通じた開示を求めることとなる。</p> |
| (6) その他 | <ul style="list-style-type: none"> その他所要の見直しを行う。 | <p>制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定・取消基準についても所要の見直しを行う。</p> |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|---|---|---|
| <p>4 . 市場評価の高い投資物件の提供のための上場審査基準の見直し</p> <p>(1)時価総額に係る上場審査基準の新設</p> <p>(2)時価総額に係る上場審査基準により上場申請を行う銘柄の上場審査</p> | <p>・新規上場時の時価総額が1,000億円以上となる見込みのある場合には、従来の利益の額に係る上場審査基準への適合を要しないものとする。ただし、最近の1年間に於ける売上高が100億円未満である場合を除くものとする。</p> <p>・損益及び収支の見通しが良好であるかどうかについては、従来と同様、その最近における水準を維持する見込みのあること又はその悪化が最近みられる場合には状況の改善が認められること、のいずれかに適合するかどうか等を審査する。ただし、利益を計上していないなど最近における損益及び収支が良好でない場合には、近い将来において相応の利益を計上することが見込まれ、今後における損益及び収支の回復又は改善が認められるかどうか等を審査する。</p> | <p>時価総額は、原則として、上場に係る公募等の見込み価格に、上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額をいうものとする。 この改正の施行日以後に上場申請を行う銘柄の審査から適用する。</p> <p>従来と同様、一定の収益基盤が確立していることを求める。 左記については「新規上場の手引き」等において、次のような具体例を示した形で明らかにする。 〔例えば、最近において利益を計上していない場合において、a)その要因が事業再構築のための一時的なものと認められ、上場直後において相応の利益を継続的に計上することが合理的に見込まれるとき、b)その要因が事業運営上不可欠な投資に基づくものであり、事業計画の進捗状況が概ね計画どおりと認められ、上場直後において相応の利益を継続的に計上することが合理的に見込まれるとき、などのケースが考えられる。〕</p> |

・見直しの時期

平成14年12月初旬の施行を目途とする。

〔 なお、平成15年3月期から、継続企業の前提（ゴーイングコンサーン）への重要な疑義に関する事項の注記及びそれに対する監査人の意見表明が整備・開始されることが予定されており、今後における関連する法令の整備の状況、日本公認会計士協会による実務指針の策定の状況等を踏まえて、別途、上場制度における対応策を検討する。 〕

以 上